

V 成人の特別入学者選抜

第1 募 集

1 応募資格

次の(1)のア、イ又はウの志願資格を有する者で、かつ、(2)のア及びイの志願要件に該当する者

(1) 志願資格

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和2年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和2年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6、83ページ参照）

(2) 志願要件

ア 定時制の課程を志願する理由が明白かつ適切であり、学ぶことに対して強い意欲を有する者

イ 令和2年3月31日に満20歳に達している者

2 成人の特別入学者選抜を実施する課程、学科及び入学許可候補者の予定人員

(1) 実施する課程及び学科

定時制の課程の全ての学科

(2) 入学許可候補者の予定人員

入学許可候補者の予定人員については、別に定める。

また、「I 前期選抜」の予定人員の一部とする。

第2 出 願

1 総 則

「I 前期選抜」の「第2 出願」の1に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

(1) 1の(1)は、「県立高等学校への出願に当たっては、規則（別記2、74ページ参照）に基づいて、志願しなければならない。」と読み替える。

(2) 1の(3)は、「規則に反しない限り、同一高等学校の同一課程における異なる学科については、第2希望を申し出ることができる。また、三部制の定時制の課程における異なる部（午前部、午後部、夜間部）については、第2希望、第3希望を申し出ることができる。」と読み替える。

(3) 1の(5)は、「上記(4)に定める者のほか、規則第3条に定める志願者及び保護者の居住する市町村と中学校の所在する市町村とが同一学区にない者、他の都道府県及び海外から志願する者は、規則第5条及び規定第2条（別記3、76ページ参照）の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければならない。」と読み替える。

(4) 1の(6)は、「上記(5)に該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、規程第3条の規定により、次の「2 出願書類等」の表中(5)及び(6)の書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。」と読み替える。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証	所定の用紙（別紙3）に所要事項を記入すること。 入学検査料については、収入証紙貼付票に、950円分の県収入証紙を貼付すること。 写真貼付欄に、写真2枚（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽、令和元年12月1日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可）を貼付すること。
(2) 成人の特別入学者選抜志願申請書	所定の様式（様式10）で作成すること。
(3) 卒業証明書等	中学校又はこれに準ずる学校の卒業証明書等を提出すること。
(4) 選抜結果通知用封筒	82円 切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(5) 誓約書	「I 前期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式16）を提出すること。
(6) 必要に応じて提出する書類	「I 前期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。

注 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、83ページ参照）が出願する場合は、別記7（84～85ページ参照）に示す書類等を提出する。

3 出願手続

(1) 志願者は、出願書類等を志願する高等学校の校長に直接提出しなければならない。

(2) 出願書類等の提出期間及び受付時間

「I 前期選抜」の「第2 出願」の3の(2)に定めるところによる。

上記の82円切手は、郵便料金改定のため84円切手とする。

第3 受検票等の交付

「Ⅰ 前期選抜」の「第4 受検票等の交付」に定めるところによる。

第4 検 査

- 1 検査期日
令和2年2月13日(木)
- 2 検査場所
志願した高等学校
- 3 検査の内容
面接及び作文
- 4 検査時間割

8:45	集合
8:45~8:55	受付・点呼
8:55~9:10	注意事項伝達
9:25~	検査

注 作文は午前9時25分から同10時15分まで実施し、
作文終了後に面接を実施する。

- 5 受検者心得

「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の「第5 検査」の5に定めるところによる。

第5 選 抜 方 法

- 1 成人の特別入学者選抜志願申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。
- 2 各高等学校の成人の特別入学者選抜の選抜・評価方法は、令和元年10月18日(金)より1年間、各高等学校のWebページにおいて公表する。詳細は、別に定める。

第6 選抜結果の発表、通知及び入学の確約

- 1 選抜結果については、高等学校の校長が、令和2年2月19日(水)午前9時に各高等学校において掲示により入学許可候補者に内定した者の受検番号を発表する。また、志願者本人あて通知する。
なお、午前11時に入学許可候補者に内定した者の受検番号を千葉県教育委員会の特設ウェブサイトに掲載する。詳細は、別に定める。
- 2 入学許可候補者に内定した者は、入学確約書(様式5)及び入学許可候補者決定通知用封筒を、令和2年2月20日(木)午後4時まで、志願した高等学校の校長に提出する。その際、高等学校の校長は、受理証(各高等学校の定める様式)を交付する。
なお、封筒は定形(長形3号)とし、入学許可候補者に内定した者の住所、氏名及び郵便番号を表記して、~~82円~~切手(料金改定があったときは、改定後の料金の切手)を貼ること。
- 3 指定された日時までに入学確約書(様式5)の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。
- 4 入学確約書(様式5)を提出した者は、県の内外を問わず他の公立高等学校に出願してはならない。また、出願した場合は、入学を取り消すものとする。
- 5 入学許可候補者に内定した者のうち、入学確約書(様式5)を提出しない者についても、県の内外を問わず他の公立高等学校に出願してはならない。ただし、「Ⅷ 第2次募集」、「Ⅸ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第3 第2次募集」、「Ⅹ 秋季入学者選抜」並びに「Ⅺ 通信制の課程の入学者選抜」の「第3 三期入学者選抜」、「第4 四期入学者選抜」及び「第5 五期(秋季入学)入学者選抜」には出願することができる。

第7 入学許可候補者の発表

「Ⅰ 前期選抜」の「第8 入学許可候補者の発表」に定めるところによる。

第8 入学許可候補者に内定しなかった者の取扱い

「Ⅰ 前期選抜」の「第9 入学許可候補者に内定しなかった者の取扱い」に定めるところによる。

第9 そ の 他

- 1 志願を取り消す者及び入学を辞退する者は、速やかに文書(様式6の(1)又は(2))により志願した高等学校の校長に連絡しなければならない。
なお、志願を取り消そうとする者が、令和2年2月18日(火)正午までに志願取消しの手続をせず、入学許可候補者に内定した者として発表された場合は、「Ⅶ 後期選抜」、「Ⅸ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」及び「Ⅺ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」を志願できない。
- 2 障害があるため通常の方法では受検が困難であると認められる生徒に対する措置については、別記10(87ページ参照)により、特別配慮申請書を提出することができる。
また、障害のある生徒の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないように十分に留意する。
- 3 この要項に定めるもののほか、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。

上記の82円切手は、郵便料金改定のため84円切手とする。